

困難女性及びDV被害者支援調整会議代表者会議におけるご意見（計画改定に関するもの）への対応

<第1回会議>

No.	意見の概要	次期プラン関係項目	関係課	対応案
1	プランに統合されることで、困難女性支援が計画の中の一つの分野になってしまい、取り組みが相対的に縮小してしまわないか懸念している。	全般	人権・男女共同参画課	プランと一体化することで、記載内容のボリュームは少なくなりますが、より幅広い支援へのシフトや各施策をより大きな枠組みで捉えた進捗管理が可能と考えています。施策を縮小する形ではなく、各取組を効果的に進めています。
2	今までどおりこの分野での経験や知識をお持ちの方に参画いただき、より良い支援体制の構築を図っていく必要があると思う。	全般	人権・男女共同参画課	支援調整会議設置要綱改正（案）のとおり、支援内容の改善に向けて、これまでどおり構成団体からご意見をいただくこととしています。
3	DV加害者がなぜそのような行動に至ってしまうのかというところにアプローチ、啓発する意識を持った方が良いのではないか。	テーマ3 柱（1）①	人権・男女共同参画課	暴力の根絶に向けた啓発の取組の中で検討していきます。
4	女性相談支援員を、高知市、南国市、香南市、いずれかの市町村で今年度中に配置してほしい	テーマ3 柱（2）①	人権・男女共同参画課	女性相談支援員の市町村への配置については、県としても課題と認識しています。て具体的にどういった役割を担い、どこに配置するのかといった点で悩んでいる市町村が多いのが現状ですが、引き続き、配置に向けて市町村へ働きかけていきます。
5	実務者会議の中でどのような事例が検討されているか、官民連携での支援の中での課題、必要な社会資源について代表者会議で共有していただきたい。	テーマ3 柱（2）①	人権・男女共同参画課	これまで代表者会議では、実務者会議の活動状況について、進捗管理の中で簡単に報告するのみでしたが、今後は議題として取り上げ、報告します。 2月に開催予定の第3回会議では、今年度の実務者会議等の検討内容等について報告を予定しています。
6	働く上で、男女ともに苦勞しているハラスメントがあるので、今回の計画の中に盛り込まれることはとてもありがたい。	テーマ2 柱（2）①	雇用労働政策課	ハラスメント防止対策について、プランのテーマ2、取組の柱（2）①「ハラスメント防止対策の推進」として記載しています。

No.	意見の概要	次期プラン関係項目	関係課	対応案
7	10代の人工妊娠中絶実施率の結果を踏まえて、県として取り組んでいることがあるか。	テーマ3 柱(3)②	子育て支援課	高校生への思春期ハンドブックの配布等を引き続き行うとともに、国が進めているプレコンセプションケア（性や妊娠の正しい知識を身につける）の取り組みを今年度から県でも強化し、SNS等も積極的に活用して周知・啓発に取り組んでいきます。
8	PRINKをもっと高校生や中学生に周知してほしい。	テーマ3 柱(3)②	子育て支援課	令和6年度の相談件数は424件と右肩下がり電話相談等の件数が減っています。最近の中高生はスマートフォンを使ってLINE等で相談する傾向がありますので、来年度に向けて、相談しやすい体制の整備や啓発・周知に取り組んでいきます。

<オンライン意見交換会>

9	代表者会議が意見を述べる対象は、次期計画の「テーマ3（困難女性支援計画）」でよいか。また、「テーマ1」や「テーマ2」については別の会議で意見を述べるのか。	全般	人権・男女共同参画課	代表者会議で意見をいただくのは、DV被害者支援計画と困難女性支援計画（主に「テーマ3」）の部分であると考えています。テーマ1, 2は主にこうち男女共同参画会議から意見聴取をします。
10	女性支援新法は、より丁寧で専門的な対応を求める背景から制定された。こうした重要な内容がプランに埋もれたり薄れたりしないよう、計画を丁寧に確認・チェックしていく必要があると考える。	全般	人権・男女共同参画課	プランの進捗管理は「こうち男女共同参画会議」で行うこととなりますが、代表者会議でいただいたご意見は、プランの取組や施策の見直しに反映していきます。
11	現行計画の細かい部分が、最終的にプランのどこに反映されているの見える化してほしい。	全般	人権・男女共同参画課	「こうち男女共同参画プラン」は、男女共同参画社会基本法に基づく県の基本計画であり、全体的な方向性や基本的な方針を明確に示すことが求められるものと考えています。このため、個別施策や詳細な内容については、関係課や関係機関で柔軟に対応し、進捗管理や評価を通じて効果的に進めていくよう考えています。
12	支援調整会議設置要綱第3条は記述が抽象的で内容が不明瞭。連携促進・体制整備・啓発・支援の質向上など具体的な議論内容を明記するなどして、代表者会議での議論の方向性や目標をより具体的に記載すべき。	テーマ3 柱(1)	人権・男女共同参画課	支援調整会議設置要綱について、代表者会議で協議・検討する範囲が明確になるよう改正案を作成しています。実務者会議等の活動状況については、2月に開催予定の第3回会議での報告を予定しています。

No.	意見の概要	次期プラン関係項目	関係課	対応案
13	一般の人には「ジェンダー」という言葉はあまりピンとこないため、もっとわかりやすい表現があるとよい。「DV」は周知されているが、「ジェンダー」は幅広い年代に伝わるかという点に難しいように感じる。	テーマ3	人権・男女共同参画課	国の第6次男女共同参画基本計画にならい、「ジェンダーに基づく暴力」としています。
14	国連などでは「ジェンダーに基づく暴力」という言葉が、DVや性暴力を包括する公式な用語として定着している。高知県が同じ言葉を使うかどうかは別問題だが、国際社会では「DV」より「ジェンダーに基づく暴力」の方が一般的な用語だと考える。	テーマ3	人権・男女共同参画課	
15	今後は民間団体を育てて新たな社会資源を創出していく機能も必要。中長期支援では、緊急度が高いケースと、予防的関わりが必要なケースの双方で多様な関係機関が必要となる。計画の進捗管理の際には各ポイントを的確に見極めて進められるかどうか検討する必要があると考える。	テーマ3 柱(2)①	人権・男女共同参画課	民間団体との連携による多様な支援を行うことは重要と考えています。ご意見を踏まえて、民間団体の育成支援の取組について計画へ記載しました。
16	女性相談支援員の配置にあたり費用面を懸念している。何か県として新しい施策等を行う予定はあるか。	テーマ3 柱(2)①	人権・男女共同参画課	女性相談支援員を会計年度任用職員で配置した場合には、国からの補助があるため、その活用の検討をお願いします。
17	DV被害者支援計画には市町村の役割が明確に柱立てされていないようだ。困難女性支援計画の部分には「市町村における相談支援体制の強化に向けた支援」と記載されているが、DV被害者支援計画の部分には同様の記載がなくてもよいか。市町村の役割は以前からDV被害者支援計画の中でも項目として挙げられており、計画が統合される課程で項目が抜け落ちてしまうのは問題だ。	テーマ3 柱(2)②	人権・男女共同参画課	女性支援新法上の市町村の役割が明示的に拡大されていることから、計画内の取組の重複を避けるため、困難女性支援の方に重点的に市町村の支援体制の強化について記載していますが、DV被害者支援計画の部分にも、市町村の役割や、市町村に向けた支援、連携について記載しています。